

ID: 3043

担当部署: 総務課

処分の概要	消費許可の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第25条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第25条第3項の規定による。 (消費) 第25条 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日